

株 式 の 税 金

早 わ か り

読 本



カブドットコム証券

わたしたちは  MUFG です。

2017年1月版

ご注意・もくじ

Copyright© 2012-2017 kabu.com Securities Co., Ltd. All rights reserved.

【ご注意:必ずお読みください】

- 当資料は株式投資に関する税制の説明資料として、2017年1月現在、公布・施行されている税法を元にカブドットコム証券が作成しました。作成には万全を期しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、税制改正等が行われた場合、内容が異なる可能性もございますので、税制に関する最新の情報をご確認ください。
- 当資料は株式投資に関する税制の主なポイントをまとめたものです。株式投資に関する一部の基本的な税制についてのみ解説しており、すべてを網羅しているわけではありません。この他にも様々な制度や特例などもございますので、当資料で概略をご理解いただき、さらに詳細を把握いただく為の一助としてご活用ください。
- 納税や税務リスクはお客様ご自身のご負担となりますので、ご自身のご責任とご判断でご検討ください。税制に関するご相談は、お近くの税務署か税理士等の専門家にご相談ください。

- 2ページ ご注意・もくじ
- 3ページ まずはじめに知っていただきたいこと
- 4ページ 「特定口座」と「一般口座」
- 5ページ 譲渡益にかかる税率と、配当金にかかる税率
- 6ページ 上場株式等の譲渡損失と配当金の損益通算
- 7ページ 上場株式等の譲渡損益の計算方法
- 8ページ 同一日同一銘柄の取引での計算方法
- 9ページ 譲渡損失の繰越控除
- 10ページ ホームページで確認しよう



まずはじめに知っていただきたいこと

Copyright© 2012-2017 kabu.com Securities Co., Ltd. All rights reserved.

この「株式の税金 早わかり読本」は、初めて株式の税金を知りたいと思った方や、株式投資はしているけど税金はよくわからないという方に、代表的なポイントから順を追って説明しています。詳細ページ等と合わせてご覧ください。

●株式投資での利益には税金がかかります

- 株式投資から発生する利益は、主に「譲渡益(売却益)」と「配当金」の2つです。この「譲渡益(売却益)」や「配当金」には、**所定の税金がかかります**。基本はシンプルですが、特例などを利用する際には注意が必要です。なお、「譲渡益(売却益)」は他の所得と合算しない「申告分離課税」が適用されます。「配当金」は、一定税率の源泉徴収のみで確定申告しないこともできますが、確定申告により総合課税や申告分離課税とすることも可能です。

●「一般口座」と「特定口座」のどちらかを選びます

- 証券会社で口座を開設する場合、お客さまの希望する納税方法等に応じて「一般口座」と「特定口座」のいずれかを選択していただきます。ご自身で年間損益等を計算し確定申告により納税する場合は「一般口座」をお選びください。「特定口座」は、証券会社がお客さまに代わって年間損益等を計算した「特定口座年間取引報告書」を作成し、確定申告の手間を減らしますので、**なるべく手間をかけたくない場合は「特定口座」をお選びください**。
- 「特定口座」には、証券会社が損益計算等を行いお客さまに代わって納税することにより、確定申告が不要となる「源泉徴収あり」と、源泉徴収は行わず「特定口座年間取引報告書」をもって確定申告はご自身で行う「源泉徴収なし」の2種類があります。納税まで証券会社に代行させ、**なるべく手間をかけたくない場合は「源泉徴収あり」をお選びください**。なお、「源泉徴収あり」の場合でも、特例の活用等のために別途確定申告することもできます。

<源泉徴収の流れ>

売却の都度、年初からの取引を通算した税額を計算し源泉徴収を行います。**売却損により超過徴収となった場合はお客さまの証券口座に還付します**。国や地方への納付は、年間の損益を通算して、当社がお客さまに代わって納めます。

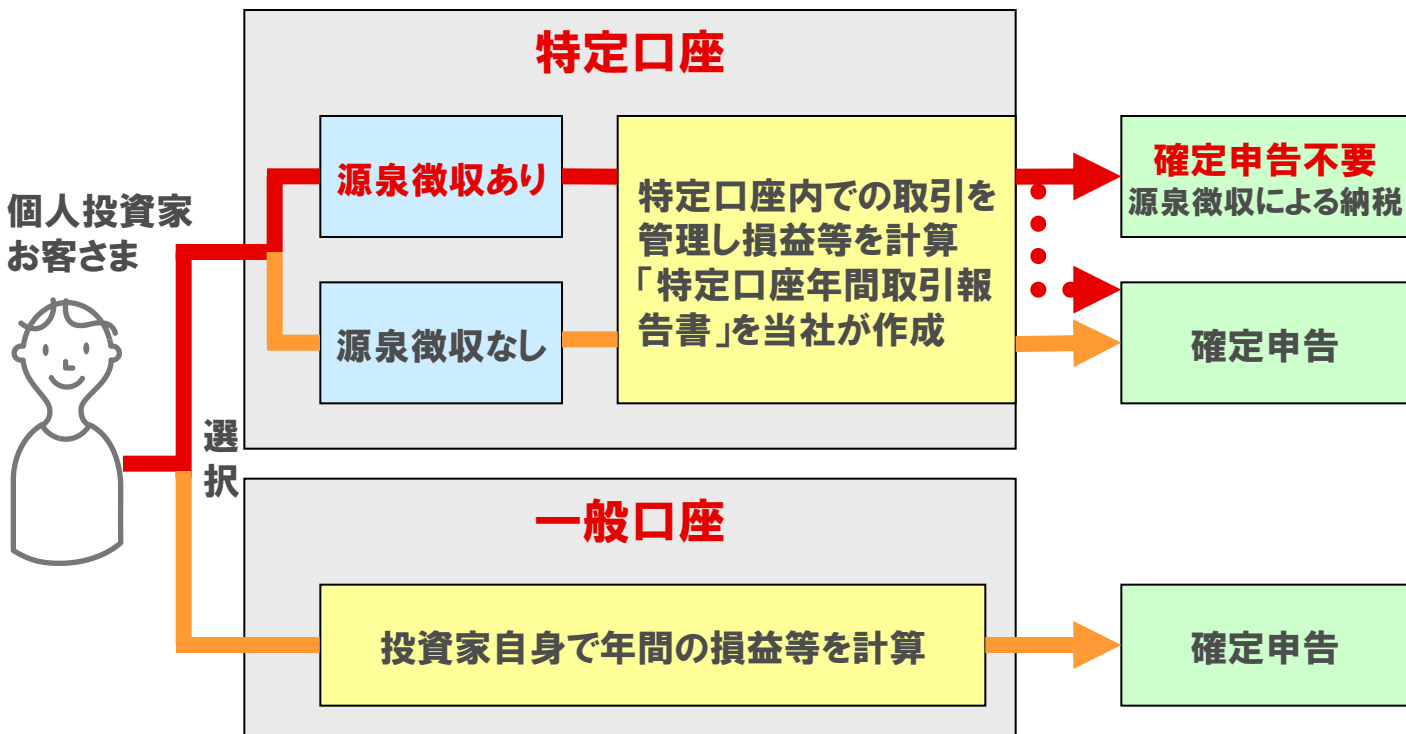


「特定口座」と「一般口座」

Copyright© 2012-2017 kabu.com Securities Co., Ltd. All rights reserved.

証券会社で口座を開設する場合、はじめに「特定口座」が「一般口座」をお選びいただけます。ここではその違いを簡単にまとめました。まずは、2つの違いを理解し、どちらを選ぶか決めましょう。

●「特定口座」と「一般口座」の図解



●多くの方に適しているのは「特定口座(源泉徴収あり)」

- 結論から言えば、「特定口座(源泉徴収あり)」が多くの方に適しているでしょう。証券会社が損益計算を行いお客さまに代わって納税するので確定申告不要。「特定口座年間取引報告書」により確定申告することも可能です。
- 「源泉徴収あり」を選択していても確定申告はできますので、譲渡損失の繰越控除や、複数の証券会社での取引の損益を通算する場合なども、「源泉徴収あり」で対応できます。

譲渡益にかかる税率と、配当金にかかる税率

Copyright© 2012-2017 kabu.com Securities Co., Ltd. All rights reserved.

ここからはより詳しい税金の話になりますので、専門用語や言い回しが出てきますが、重要なポイントからご説明いたします。

● 上場株式等の譲渡益(売却益)にかかる税率と、配当金にかかる税率

	平成26年～ 平成49年	平成50年～
譲渡益 にかかる 税率 申告分離	20.315% ・所得税15.315% ・住民税5%	20% ・所得税15% ・住民税5%
配当金 にかかる 税率 源泉徴収	20.315% ・所得税15.315% ・住民税5%	20% ・所得税15% ・住民税5%

「復興財源確保法」施行により平成25年～平成49年まで2.1%の付加税が所得税に上乗せされ $15\% \times 102.1\% = 15.315\%$ となっています。

- ・ 上の表は上場株式等にかかる税率です、未上場株式等は異なります。
- ・ 譲渡益(売却益)は、総平均法に準ずる方法で取得費等を計算して求めます。同じ銘柄を複数回に分けて買った場合、売却の都度取得単価等を計算し譲渡損益を計算します。
→ 詳細は7ページ
- ・ 上場株式等の配当金への課税は、源泉徴収のみで確定申告は不要です。別途、総合課税として確定申告することにより、配当金に一定率を乗じた金額が所得税額や住民税額から控除される配当控除を行うことも可能です。また、申告分離課税として確定申告することにより、上場株式等の譲渡損失と損益通算することも可能です。ただし、確定申告を行うことにより、配偶者控除等に影響する場合があります。
→ 詳細は6ページ

上場株式等の譲渡損失と配当金の損益通算

Copyright© 2012-2017 kabu.com Securities Co., Ltd. All rights reserved.

上場株式等の譲渡損失と配当金を損益通算することが可能です。特定口座の源泉区分、配当金の受取方法により手続きが異なりますので、ご注意ください。

<p>・特定口座(源泉徴収あり)/ 配当金自動受取サービス(株式数比例配分方式)</p>	<p>配当金・分配金と譲渡損失との損益通算を証券会社の口座内で行います。配当金・分配金の税金の還付金は翌年1月の第一営業日にお客さまの証券口座に入金されます。</p>
<p>・特定口座(源泉徴収あり)/ 配当金自動受取サービス(株式数比例配分方式)を選択していない ・特定口座(源泉徴収なし) ・一般口座</p>	<p><u>配当金・分配金と譲渡損失との損益通算を行うためには、確定申告が必要です。</u></p>

●「配当金自動受取サービス(株式数比例配分方式)」

- 「配当金自動受取サービス(株式数比例配分方式)」とは、**配当金をカブドットコム証券の口座で受け取ることができる便利なサービス**です。郵送される「配当金領収書」を持ってわざわざ金融機関に配当金を受け取りに行かなくても、カブドットコム証券の口座に配当金が入金されるので手間がかかりません。
- 「特定口座(源泉徴収あり)」で「配当金自動受取サービス(株式数比例配分方式)」をセットで申し込むのが、簡単便利なので多くの方にオススメです。
- 「配当金自動受取サービス(株式数比例配分方式)」は、お取引ページの【**設定・申込**＞**お客さま基本情報**＞**内容変更**】にて、「配当金受取方式」の項目の変更ボタンよりお申し込いただけます。

上場株式等の譲渡損益の計算方法

Copyright© 2012-2017 kabu.com Securities Co., Ltd. All rights reserved.

上場株式等の譲渡損益の計算方法は、総平均法に準ずる方法で取得費を計算して行います。「損切りのつもりが利益になっている」「思っていたより損失の額が多い」等と誤解されるケースが多々ありますので、ここできちんと理解しておきましょう。

●譲渡損益の計算方法

収入金額	-	取得費及び譲渡に要した費用の額等
売却単価×株数		取得費=買付単価×株数(+手数料等)

- 譲渡損益の計算における総平均法に準ずる方法での取得費の計算は、**(買付単価×株数+手数料等)÷株数**で計算します。小数点以下の端数は切り上げとなりますので計算上は実際のコストより高くなる場合があります。

●総平均法に準ずる方法と譲渡損益の計算例

総平均法に準ずる方法とは、複数回に分けて買った総コストと売却分を考慮して平均することにより、売買全体を捉えたものです。特定口座では自動的に計算していますのでご自身で計算する必要はありませんが、理解しておきましょう。

月日	買い	売り	株数	約定価額	手数料	譲渡損益	残高	取得単価
①6/1	1,000円		200株	200,000円	194円		200株	
②6/2	1,050円		100株	105,000円	194円		300株	
③6/3		1,200円	200株	240,000円	270円	+36,130円	100株	1,018円
④6/4	1,150円		300株	345,000円	270円		400株	
⑤6/5		1,300円	300株	390,000円	270円	+54,330円	100株	1,118円

(1,000円×200株+194円)=200,194円①

(1,050円×100株+194円)=105,194円②

(①+②)÷300株=1,017.96円→切り上げ1,018円

③譲渡損益 → (1,200円×200株)-(1,018円×200株+270円)=+36,130円

(1,018円×100株)=101,800円③

(1,150円×300株+270円)=345,270円④

(③+④)÷400株=1,117.675円→切り上げ1,118円

⑤譲渡損益 → (1,300円×300株)-(1,118円×300株+270円)=+54,330円

同一日同一銘柄の取引での計算方法

Copyright© 2012-2017 kabu.com Securities Co., Ltd. All rights reserved.

上場株式等の譲渡損益の計算方法において、同一日同一銘柄の取引での計算方法についてのご質問がよくあります。実際の約定順とは限らないので戸惑われることもあるかと思いますが、税金の計算方法ですのでご理解ください。

●同一日同一銘柄の取引では、買いを先に計算する

- 上場株式等の譲渡損益の計算方法において、同一日同一銘柄の取引は、実際の約定順ではなく、買い付けたものを先に計算し、その取得費を元に売却したものの譲渡損益を計算します。これは、特定口座でも一般口座でも同じ計算方法となります。

●同一日同一銘柄の取引での譲渡損益の計算例

- 持ち株を売ったその日のあとで買い直した場合、譲渡損益の税金計算では制度上、先に当日買付分も含めた取得単価を計算し、それを元に譲渡損益を計算します。以下の例のように並び替えて考えればわかりやすくなります。

<実際の約定順>

月日	買い	売り	株数	約定価額	手数料
①6/1	1,000円		100株	100,000円	97円
②6/2		1,150円	100株	115,000円	194円
③6/2	1,050円		100株	105,000円	194円



<計算のために並び替え>

月日	買い	売り	株数	約定価額	手数料	譲渡損益	残高	取得単価
①6/1	1,000円		100株	100,000円	97円		100株	
③6/2	1,050円		100株	105,000円	194円		200株	
②6/2		1,150円	100株	115,000円	194円	+12,106円	100株	1,027円

$$(1,000円 \times 100株 + 97円) = 100,097円①$$

$$(1,050円 \times 100株 + 194円) = 105,194円③$$

$$(① + ③) \div 200株 = 1,026.455円 \rightarrow \text{切り上げ} 1,027円$$

$$② \text{譲渡損益} \rightarrow (1,150円 \times 100株) - (1,027円 \times 100株 + 194円) = +12,106円$$

譲渡損失の繰越控除

Copyright© 2012-2017 kabu.com Securities Co., Ltd. All rights reserved.

上場株式等の譲渡益税は、基本的に年間単位で計算されますが、年によって利益が多かったり損失が多かったりしますので、この譲渡損失の繰越控除という制度が設けられました。譲渡損失が残った場合は確定申告して繰り越すようにしましょう。

●譲渡損失の繰越控除の計算例

- 上場株式等の譲渡損失の内、その年に控除しきれない分は、確定申告することにより翌年以降3年間にわたり、上場株式等の譲渡益や配当金等から控除できます。
- ただし、譲渡損失を繰り越すには、取引がない年も含め確定申告する必要があります。

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
年間譲渡損益	-500万円	+400万円	なし	-200万円	+300万円
前年からの繰越譲渡損失	なし	-500万円	-100万円	-100万円	-200万円
翌年への繰越譲渡損失	-500万円	-100万円	-100万円	-200万円	0円
相殺後の課税対象譲渡所得	0円	0円	0円	0円	100万円
確定申告	確定申告必要				

平成28年 500万円の譲渡損失を確定申告により翌年以降3年間にわたり繰越。

平成29年 400万円の譲渡利益を前年からの繰越譲渡損失で相殺。残った100万円を翌年に繰越。

平成30年 取引は無かったが前年からの100万円の繰越譲渡損失を確定申告により翌年に繰越。

平成31年 3年目となる前年からの100万円の繰越譲渡損失はこの年で消滅。

当年の200万円の譲渡損失を確定申告により翌年以降3年間にわたり繰越。

平成32年 300万円の譲渡利益を前年からの200万円の繰越譲渡損失で相殺。

相殺後の100万円が課税対象譲渡所得となる。

ホームページで確認しよう

Copyright© 2012-2017 kabu.com Securities Co., Ltd. All rights reserved.

税制は証券税制だけでもまだまだ沢山の制度や特例があります。ここではあくまで概略のご案内までですので、さらに詳しい内容をホームページ等を活用して確認しましょう。税金に関するご相談は税務署や税理士等の専門家にご相談ください。

証券税制：カブドットコム証券

<http://kabu.com/investment/syoukenzeisei/>



【e-Tax】国税電子申告・納税システム

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>



タックスアンサー | 税について調べる | 国税庁

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>



株式と税 | 国税庁

<http://www.nta.go.jp/homonsya/kojin/10.htm>



- 当資料は株式投資に関する税制の説明資料として、2017年1月現在、公布・施行されている税法を元にカブドットコム証券が作成しました。作成には万全を期しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、税制改正等が行われた場合、内容が異なる可能性もございますので、税制に関する最新の情報をご確認ください。
- 当資料は株式投資に関する税制の主なポイントをまとめたものです。株式投資に関する一部の基本的な税制についてのみ解説しており、すべてを網羅しているわけではありません。
- 納税や税務リスクはお客様ご自身のご負担となりますので、ご自身のご責任とご判断でご検討ください。税制に関するご相談は、お近くの税務署か税理士等の専門家にご相談ください。
- お取引の際は、約款・規定集(<http://kabu.com/service/clauses.asp>)、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)、お取扱商品の重要事項の説明(<http://kabu.com/company/policy/inducement.asp>)等を良くお読みいただき、商品特性やリスク及びお取引ルール(<http://kabu.com/service/rule.asp>)等を良くご理解の上、銘柄選択、投資時期、投資スタイル等、投資の最終決定はご自身のご判断とご責任で行ってください。
- 証券投資は、価格の変動、金利の変動、為替の変動等により投資元本を割り込む恐れがあります。自動売買を含むすべてのご注文は、必ず約定するものではありません。各商品等へのご投資には、各商品毎に所定の手数料等が必要です。手数料には消費税が含まれます。詳しくは当社の手数料ご案内ページ(<http://kabu.com/cost/>)等をご参照ください。
- 掲載情報は2017年1月現在のものです。詳細および最新情報は当社ホームページ(<http://kabu.com/>)にてご確認ください。

商号:カブドットコム証券株式会社
金融商品取引業登録番号:関東財務局長(金商)第61号
銀行代理業許可番号:関東財務局長(銀代)第8号
加入協会:日本証券業協会、金融先物取引業協会



カブドットコム証券

わたしたちは  MUFG です。